

綾部市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

1. 目的

消費税・地方消費税率が低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業を実施します。

2. 商品券

- (1) 名 称 綾部市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発 行 者 綾部市
- (3) 発 行 冊 数 32,500 セット
- (4) 販 売 価 額 1 セット 5,000 円分を 4,000 円で販売します。
※1 セットは 500 円券×10 枚=5,000 円分
※1 人当たり最大 25,000 円分（購入価格 20,000 円）まで購入できます。
- (5) 販 売 期 間 令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 14 日（金）
- (6) 使 用 期 間 令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 3 月 10 日（火）

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるもの及び公序良俗に反するもの

4. 取扱店の参加資格

綾部市内に店舗、事業所等を有する事業者

ただし、次に掲げる事業者は参加できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 前述の 3. 商品の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- (5) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者として使用し、又は代理人として選任している事業者

- (6) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者

5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、取扱店登録証（ポスター）を利用者が分かりやすい場所に掲示する。
- (2) 利用者から商品券を受け取る際は、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど偽造された商品券でないことを確認する。明らかに偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに綾部市へ報告する。なお、偽造された商品券を誤って受け取った場合は、換金できない。
- (3) 受領した商品券は、再使用を防止するため裏面に取扱店名を記入（ゴム印等可）する。なお既に取扱店名の記入のあるものは受け取りを拒否すること。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わない。使用期間中に商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金できる。
- (5) 取引店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しない。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。なお、商品券の紛失及び盗難に対し、綾部市は責任を負いません。

6. 取扱店の遵守事項等

- (1) 商品券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用できる。
- (2) 商品券は、「綾部市プレミアム付商品券 取扱店」でのみ利用できる。
- (3) 商品券を現金と交換することはできない。
- (4) 商品券の券面金額に満たない場合であっても、釣銭は出さない。
- (5) 商品券の券面金額と販売金額との不足分は、現金等で精算する。
- (6) 使用期間を過ぎた商品券は使用できない。

7. 申込手続

(1) 申請方法

この「募集要項」に同意うえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、下記の提出先へ郵送又は直接提出する。

「取扱店登録申請書」は、綾部商工会議所のホームページからダウンロードできるほか、綾部商工会議所の窓口で配布します。

【提出先】

住 所	〒623-0016 綾部市西町1丁目 50-1
名 称	綾部商工会議所 プレミアム付商品券係
電話番号	0773-42-0701
U R L	https://ayabe-cci.jp/

(2) 申込期間

令和元年 8 月 7 日（水）から令和元年 9 月 6 日（金）まで（必着）

平日（月曜日～金曜日）午前 9：00 から午後 4：00 まで

※上記期間後も、随時取扱店の募集は行う予定です。

(3) 取扱店の認定

応募した事業者は、審査のうえ、適当と認められた場合は本事業の特定事業者として登録する。認定の可否について郵送等で通知し、取扱店登録証（ポスター）及び必要物品をお渡しします。なお、申し込み内容に虚偽・不備等がある場合は、不認定あるいは認定を取り消す場合があります。

(4) その他

①綾部市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出する。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできない。個別のテナントごとに申請書を提出する。

8. 換金

(1) 換金受付期間

令和元年 10 月 16 日（水）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

平日（月曜日～金曜日）午前 9：00 から午後 4：00 まで

※年末・年始 [令和元年 12 月 28 日（土）～令和 2 年 1 月 5 日（日）] は、換金受付は行わない。

※上記期間を過ぎでの換金請求には一切応じられませんので、ご注意ください。

(2) 換金受付場所

綾部商工会議所

(3) 換金の流れ

毎週水曜日までに預かった分を、翌週の金曜日に指定の口座へ振込む。

(4) 換金手数料

無料

(5) 換金に必要なもの

①使用済商品券（取扱店名が記載されたもの）

②商品券換金請求書

③振込口座登録申請書（初回のみ）

④特定事業者登録証明書（綾部市発行）

※換金額の振込で発生した振込手数料は、綾部商工会議所が負担します。

9. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は違反した取扱店へ請求することがある。

10. その他の留意事項

- (1) この「募集要項」に記載されていない事項は、綾部商工会議所へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地等）は、「商品券の使えるお店（一覧表）」として、ホームページやリーフレットなどにより広報します。
- (3) 登録の申し込み及び商品券の取り扱いを行うにあたって要する経費は、取扱店の負担とします。
- (4) プレミアム部分に対する取扱店の金銭的な負担はありません。

【お問い合わせ先】

住 所	〒623-0016 綾部市西町1丁目50-1
名 称	綾部商工会議所 プレミアム付商品券係
担 当	福山・桑原・芦谷
電話番号	0773-42-0701
F A X	0773-42-2777
メ ー ル	ayabe@kyo.or.jp
U R L	https://ayabe-cci.jp/